

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第7号

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例

四日市市介護保険条例（平成12年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 7 5,060円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項に</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 7 5,060円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 8
3, 400円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 10
0, 080円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 8
3, 400円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 10
0, 080円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

<p>(9) 次のいずれかに該当する者 10 8, 420円 ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満 であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 1 16, 760円 ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満 であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの イ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 10 8, 420円 ア 合計所得金額が<u>380万円</u>未満 であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 1 16, 760円 ア 合計所得金額が<u>760万円</u>未満 であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの イ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成29年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)